

会 議 録

| | | | | |
|------------------|-----|--|------|----|
| 会議の名称 | | 平成30年度第1回守谷市地域包括支援センター運営協議会 | | |
| 開催日時 | | 平成30年4月24日（火） 開会：午後1時30分　閉会：午後3時55分 | | |
| 開催場所 | | 守谷市役所 庁議室 | | |
| 事務局（担当課） | | 保健福祉部 介護福祉課 | | |
| 出席者 | 委員 | 城賀本会長，星野会長代理，地引委員，松田委員， 今井（由）委員，中荃委員，高橋委員，戸田委員，佐藤委員， 坂本委員，吉田委員，今井（早）委員　計12人 | | |
| | その他 | | | |
| | 事務局 | 堀保健福祉部長，小林保健福祉部次長兼介護福祉課長， 稲葉地域包括支援センター長，森山介護福祉課課長補佐， 高橋係長，芳師渡係長，中村係長　計7人 | | |
| 公開・非公開の状況 | | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 | 傍聴者数 | 0人 |
| 公開不可の場合 はその理由 | | | | |
| 会議次第 | | 1 開会 2 あいさつ 3 委嘱状交付 4 会長及び会長代理の互選 5 報告事項 (1) 地域包括支援センター運営協議会について (2) 第7期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について 6 協議事項 (1) 平成30年度守谷市地域包括支援センター運営方針（案） について (2) 平成30年度守谷市地域包括支援センター事業計画（案） について 7 その他 8 閉会 | | |
| 確定年月日 | | 会議録署名 | | |
| 平成30年 7月26日 | | 会長 城賀本 満登 | | |

審 議 経 過

1 開会

2 あいさつ【松丸市長】

3 委嘱状交付

4 会長及び会長代理の互選

委員の互選により、会長に城賀本委員、会長代理に星野委員が選出された。

事務局： 「守谷市審議会等の会議の公開に関する指針」では、会議録の作成及び公表について、「発言者の氏名は、記載しないこと。ただし、発言者の氏名を公にしても率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがないと認める場合であって、かつ、会議において承認を受けたときには、この限りではない。」と規定されております。

しかしながら、「公開する審議会等の会議録には発言者の氏名を記載するべきではないか」との要望があり、市としましては、会議において承認を得られたものについては、会議録に発言者の氏名を記載することにしております。

そこで、委員の皆さまに、本日の会議の会議録について、発言者の氏名記載の是非について御協議いただきたいと思います。

【協議の結果、平成30年度の会議録について、発言者氏名は記載しないことに決定した。】

5 報告事項

(1) 地域包括支援センター運営協議会について

協議会設置の目的、所掌事務、センターの人員基準等について説明した。

(2) 第7期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

計画の基本理念、基本目標、重点取組み事項等、計画の概要を説明した。

【主な意見等】

会 長： 皆さんから何か質問などありますでしょうか。

委 員： 介護保険料の算定とありますが、第7期の保険料が前期より安くなっているのですが、イメージとしては介護のいろいろな需要がどんどん増えているので介護保険料が上がるのかと思っていましたが、どうして下げることができるのか、あるいは維持できるのかよく分からないのですが、どういう仕組みになっているのでしょうか。

事務局： 第7期計画期間における介護保険の費用総額は、第6期と比較しますと金額としては伸びています。高齢者は増えていきますし、高齢者に占める後期高齢者も増えていきますので、介護が必要となるリスクが高まって給付額自体は伸びているところですが、守谷市には介護給付費準備基金がありまして、108頁では表中のJ欄になりますが、介護給付費準備基金自体は介護給付を行った後の余剰金となります。この準備基金を取り崩しまして、額が下がっているということになります。基準額が4,305円ということになっていますが、この取り崩しが無いと、5,000円くらいの金額になる予定でしたので、余剰金を取り崩して保険料の上昇を抑えた結果、第6期と比較して額が下がったということになります。

会 長： 余剰金は0にしなければいけないということになっているのでしょうか。

事務局： 国の方では、納めていただいた介護保険料の余剰金になりますので、納めていただいた方に直接還元するように、基本的には全額を取り崩しをするようにという指示があります。基金の残高が前年度末で約8億あった訳ですが、全額を取り崩してしまった場合、今後介護保険料の額というのは段々と伸びていくのですが、第7期だけ急激に下がってその後急激に上昇するということになりますので、市の方の判断で半額を取り崩しさせていただきまして、残りの四分の一ずつは次の計画期間の中で取り崩すような形での金額になっております。

会 長： よろしいのでしょうか。

委 員： 分かりました。

会 長： 他に何かありませんか。これは計画ですので、これをいかに実行するのが大事かと思えます。そういったところの進捗状況を見る会議だと思えますので、実際にどう実行されるかというところで審議していただければと思います。

6 協議事項

(1) 平成30年度守谷市地域包括支援センター運営方針（案）について

重点的に取り組む事項として認知症総合支援事業の推進、地域ケア会議の実施、生活支援体制整備事業の推進について説明し、承認された。

【主な意見等】

会 長： ご質問やご意見がありましたらお願いします。

委 員： 地域ケア会議はとても素晴らしい会議だと思いますが、これをもう少し具体的に説明していただけたらと思います。

事務局： ありがとうございます。地域ケア会議というのは、従来は個別のケース、介護認定を受けている人、受けていない人それぞれですが、いろいろな問題を抱えた方が地域でお住まいになっています。そういった方の今後の処遇検討であったり、役割分担であったり、地域の民生委員さんや関わっている人、専門職など、いろいろな人を交えて、個別のケースをこれからも

自宅でもしくは安全に安心して生活できるような検討をすると。このように検討するというのが今までやってきた内容なのですが、個別のケースの検討会だけで終わっていました。地域ケア会議というのは、Aさんの課題がBさんやCさんにも当てはまるかもしれない、もしくは違う地域の方に当てはまるかもしれない、違う地区では別の課題が出てくるかもしれない、住民の支えがあれば生活できるかもしれない、公的なサービスがあるともっと安心して生活できるかもしれない、個別の課題であっても、もしかしたら他のケースにも同じ課題があるかもしれない、この地域にはもう少しインフォーマル、つまり住民の支えがあればこの人は生活できるかもしれない、もしくは公的なサービスがあると、この人はもっと安心して生活できるかもしれないとなります。このように、個別の問題から課題を共有して、そこから施策になるような問題点を整理していく手法の一つです。個別のケースでサービスについて検討するだけでなく、介護認定になる前の介護予防事業があると良い、そのためにはリハビリの専門職を入れて知識をもらって、こういう時にはこういう教室があると良いとか、こんな事業があると良い、もしくは地域の方からはもう既にこういうことはやっているよとか、それならもっとこういうところに専門職が入っていけるようになると地域でやっていることがもっと強化されるのではないとか、いろいろな問題点が波及されていって、守谷市全体に課題が共有できるような一つの手法という形で、今まで個別のケースだけで特化してやっていたところを少し課題整理していく中で広げていきたいということで、今年度計画していきます。もしかしたら皆さまにもお声を掛けるかもしれませんが、実際に入っていただくとイメージがつくかもしれません。

委員： ありがとうございます。

会長： 要するに個別のケースのケア会議から共通の問題点を話すということなのでしょうけれど、これを介護予防のためにとしているのはどうしてでしょうか。要するに介護予防というのは介護の予防ですよね。実際に今の地域ケア会議でやっているのは予防ではなく実際の介護の問題点について話している訳ですよね。全体で話すのはそういう方についてではなくて、予防を目的に会議をするということでしょうか。

事務局： アは従来の困難ケースと言われるもので、介護予防に関してはイメージ的には要支援に準ずるような虚弱と言われるような方たちを、もう少しリハビリ的な要素で検討するもので、地域でいろいろな取組があると思いますが、介護予防の中で実際の認定者だけでなく少し弱ったような方たちをイメージできればと考えています。

会長： 個別の困っている方の共通の問題点を話すのではなくて、そこまでいっていない人について話すとういことですか。

事務局： イに関してはそういうこともやっていきたいと考えています。

会長： 困っている人については話さないのですか。地域で話合いをして、困っ

ている人についても共通に解決しなければならない問題点があると思いますが、そういったことについては話し合いをしないのでしょうか。

事務局： もちろん従来どおりの会議もやります。

会 長： 厚生労働省では、今までやってきた個別の話し合いに加えて、全体を見たケア会議をやりなさいと出している訳ですが、個別のケースについて守谷市は行っているのでしょうか。

事務局： こじんまりですが、やってはいます。

会 長： では、それに加えて、全体を見たケア会議を行い、実際に困っている人だけでなく、介護予防が必要な人に対しての検討もするというのでしょうか。

事務局： そうです。

委 員： 重点取組の中に、地域の力が不可欠になりますとありますが、これからは本当に専門職だけではなく地域の力はとても大きいと思います。その中で守谷市がいろいろなことをやっているのはよく分かるのですが、やっている地域の方々の活用方法がとても大事だと思います。その活用方法の一つに、地域ケア会議の実施に当たって、専門職の方ばかりではなく、民生委員さんは地域の代表者ではありますが、民生委員さんだけではない地域の方々を入れて会議を開催するような形にもっていくと、地域の意識も変わっていくし、地域の中での課題に向けての見方も変わっていくのかなと思います。地域ケア会議に是非、問題がある地域の中の資源である出前サロンの代表者やご近所の世話焼きさんなどを呼びながら会議を開いた方が、より地域に根ざしていくのかなと思います。

事務局： ありがとうございます。今までこじんまりやっていたところを発展させて、インフォーマルに広げていきたいと思っています。

会 長： 非常に大事なことだと思います。他に何かございますか。

委 員： 重点取組の①について、認知症初期集中支援チームの活動ということで、うつリスクや認知機能リスクの把握をしていくのはとても大事だと思いますが、把握した先にどのような取組を予測されているのでしょうか。

事務局： こちらは運営方針ということで大きな柱になりますので、事業展開については、事業計画の方で説明させていただいてもよろしいでしょうか。

委 員： はい。分かりました。

会 長： 平成30年度守谷市地域包括支援センター運営方針は原案どおりでよろしいでしょうか。

【一同了承】

(2) 平成30年度守谷市地域包括支援センター事業計画（案）について

重点取組み事項を中心に具体的な説明を行い、承認された。

【主な意見等】

会 長： ありがとうございます。ご意見やご質問がありましたらお願いします。

委員： 7頁のケアプラン点検について、守谷市ではないのですがケアプランを見させていただきますと、ご本人の自立支援に向けたプランということになっていなくて、介護する施設側がメインとなっているプランが多くなっています。ケアプランはご本人の自立に向けた短期目標、長期目標のプランの立案が大事だと思いますので、その辺のチェックをよろしく願います。

事務局： 幅広く多職種でケアプランの内容を吟味しています。しかし、やはり家庭状況や介護力はマチマチです。本当にこれはオーダーメイドのもので、ケアマネジャーさんと協働しながら、より望ましいケアプラン作成に向けてご支援していきたいと思っています。

委員： 介護保険を利用される方は、本来は介護度が軽くなれば元気になったということでも嬉しいことなのに、行き場所が無くなってしまったり、次への不安感で、なかなかそこから自立に向かうことも不安材料になってしまうこともあると思います。その辺でうまく自立に向かって介護度が軽くなったり、要支援の方が自立になったり、要介護の方が要支援になったり、上がった時に、上がったご褒美のようなそれに代わる目に見える何かがあれば、もっと皆さん頑張って生活されるのではないかと思います。環境が変わるととても不安になって、今まで利用していたサービスが減るのではないかと、そういうふうを考えてしまう傾向があるのかなと思いますので、それに代わる何かうまくマッチングできれば、元気になるというのはこういうことだと分かるものができて、それが目標になってくれると良いかなと思います。

事務局： ありがとうございます。昨日も介護認定審査会がありまして、要介護から要支援に変更になる方が何人もいらっしゃいまして、その調整にかなり苦慮しているのですが、やはり自立に向ける可能性のある方、自立できる方というのは、限定ではないですけど、やはり認知症のある方は無理です。また癌などの重い病気、神経難病といった進行性の病気の方は自立というのはかなり厳しくなります。要支援の方が、自立に向かう可能性が大きい訳です。それをバックアップするのはやはり介護予防事業だと思います。それを市で整理していくというのが今後の課題となっていますが、やはり要介護の方が、どんどん状態が悪くなる方が重くなって必要なサービスが増えてくるというのは致し方ないと思うのですが、そこに必要なのはリハビリテーションの視点だと思います。今持っている能力を最大限に活用し、もしもその能力の維持、向上が出来るのであれば、そういったケアプランを作成するというのも大切なことかと思えます。やはりいろいろな視点で、いろいろな職種の助言を入れながらケアプラン作成をするというのが今後は必要になってくるかと思えますので、委員からのご意見を念頭に置きながら対処していきたいと思っています。

会長： 元気になったら何かを、というインセンティブの話は可能なのでしょうか

か。

事務局： 事業所の加算としては、機能訓練の加算がありますが、利用者への直接のメリットというところですね。

委員： 医療でも介護でもアウトカム評価というのが主流になっていまして、良くなった結果を数値化して報酬に流していくという流れになっています。ただ、先ほどお話があったように、利用者様や患者さんサイドになると、そこでの直接の利益というものはなかなか厳しいところがありまして、結果的には医療費や介護費用が安くなりますよ、というくらいしか無いような状況です。それで健康に過ごしていただけるのが良いことと思えるような意識付けができるかとまた違うと思えますが。今は、使わないと損という考えの方が割と多くて、自立に近い介護度になるとがっかりするということがあります。自立になった後のフォローアップというところで、どうしても不安があるようで、何かしらつながってほしい、ちょっと調子が悪くなった時に見てくれるところが欲しい、という思いがあって、なかなか介護から離れられない方が割といらっしゃるの、そういう部分のバックアップを総合事業などでしっかりできるのであれば、こちらとしては要支援の方はそちらに流すということもできると思います。なかなか対応できる事業所が無いようなことも聞きますが、通所型のABCに関してはその辺が難しいと思います。7期計画中に何とかなれば良いのかなというふうに自分としては思っています。

事務局： ありがとうございます。

委員： この資料は高齢者という視点で作成されていますが、65歳以上でよろしいのでしょうか。

事務局： そうです。

委員： 資料を見ますと、今、一番問題になっているのは、介護と認知症ですね。そういう中において、民生委員児童委員で一番困っているのが、地域の見守りです。高齢者、例えばひとり暮らし、75歳以上、高齢者のみ夫婦、そういうところを民生委員が見守りを行いたいということで、3地区の会長から市役所介護福祉課にお願いしていると思うのですが、最近個人情報問題にされまして、氏名の提供は受けられないと。例えば敬老会についても、対象者に漏れがないかといったことがあります。当然個人情報はオープンにしません、民生委員として地域の見守りをしていくためにそういう資料が必要ということです。市役所の考え方はいかがでしょうか。

事務局： 平成28年度までは、県からのひとり暮らしの方の調査があって、民生委員さんに御協力いただき、情報提供させていただきました。平成29年度になって、調査が無くなったということで、市単独の調査は行っていません。

委員： これから一番問題になるのは介護と認知症です。地域として、特に町内会・自治会に協力していただきながら、高齢者やひとり暮らしの方のとこ

ろを、会長さんにだけ資料をオープンにして見守りを協力してやっていた
だきたいという形で考えていますが、資料が無いと対象者が漏れてしまう
のではないかと。

事務局： 市役所が個人情報を提供するにはそれなりの条件があります。もちろん、
民生委員の方に見守りをお願いするためというのはあるのかもしれませんが、
今までは県の調査であって、市単独でというのはあまり無いことです。
ですから、調査としてはやっていません。敬老会について一番大事なことは、
市役所が敬老会を開催していたときは、対象者に対して来てください
というお願いをしていました。敬老会は市で開催しているにもかかわらず、
70歳以上の対象者に対して、敬老会参加者は何パーセントだったと思わ
れますか。10パーセントを切っています。そこに300万円をかけてや
るといのはどうなのかということを実行委員会でも話し合い、議会でも事
業効果はどうなのかということでした。それではどうしたら良いのかを検
討した結果、地域の皆さんでやっていただくのが良いのではないかと。市
役所がやっているのは受け身の敬老会で、高齢者の方にとってはただ行っ
ていろいろな催し物を見るという形でした。楽しみにしていた方、それが
良いという方ももちろんいらっしゃいます。水害の時に急きょ中止したの
ですが、それは当然という方もいれば、非常に怒る方もいらっしゃいま
した。意見はいろいろとあったのですが、そこで一旦考えさせていただいて、
皆さんが来ない理由は何なのか。遠いから行きにくいのであれば近くでや
っていただくのが良いと。それから、皆さんでやっていただくためには、
我々としては情報を提供したいところではあったのですが、名簿を渡して
良いかの確認を個人にしない限り、目的外利用になるためできません。そ
ういうことを考えると、名簿の提供はできないと。他市においても、敬老
会を実施することだけでの名簿の提供はしていません。弁護士さんに法律
上の相談をしたのですが、提供できないという結果でした。これは一つの
考え方なのですが、市役所がやっている敬老会をそのまま地域でやってい
くという考え方をされると、名簿が無いからできないという考え方になり
ます。地域の方が自分たちで主催して自分たちでやるという助成事業に転
換しましたので、回覧で地域の方々の情報を把握していただいて、参加者
を募る。一回参加していただければ、年齢などの入った名簿について賛同
いただくことができます。昨年は16箇所で行っていただきました。事業の視
点によっていろいろとある訳ですが、多世代の方へ広げました。その中
で介護福祉課が担当課し、敬老事業として成り立たせるために敬老と多
世代の交流という二つの目的に絞っています。地域でやっていただくとい
うことで、ご理解いただいて開催していただいたところもあれば、元々地
域のつながりが強いので、そんなことをしなくても分かっているし、い
ろいろな事業をやっているのだから、敬老会としてはやらないという地
域もありました。どんと焼きなどで地域での多世代の交流事業をしてい

ると。どこの誰が何歳くらいというのも分かっているという地域もありました。また、確かに民生委員さんがおっしゃるように、何歳以上の方がどこにいるのかはなかなか把握できない状況だけれど、本来は向こう三軒両隣のどこに高齢者がいるということを、相互の理解で情報を持っていただくのが地域のつながりとしては一番良いというところもあります。

委員： お話のごもつともなのですが、敬老会のための資料を一つの見守り年齢基準として利用してきたのですが、ここ2年それが全く無い訳です。これからの認知症、高齢化の対応に当たり、個人情報のことは当然ありますが、こういう形で地域での見守りの資料として配布していただくのはどうでしょうか。

事務局： 個人情報保護法に基づいていますので、難しいと思います。慎重に対応していきたいと思います。

会長： これは非常に大事だと思います。地域包括ケアシステムを構築するためには、そういった人が情報を持っていないとどうしようもない訳で。せっかくやってあげようといっている人に対して、そういった情報は何とかしていただけたらと思います。

事務局： 個人情報保護法に抵触しないでやれる方法があればと思いますが、今の状況では残念ながら無いということになります。

会長： 認知症のスクリーニング後の対応については、前回も出ましたが、確かにアフターケアは難しいところがありますが、何かいいお考えはありますでしょうか。

委員： うつや認知機能のスクリーニングはどの地区もされていると思いますが、例えば睡眠はどうなのか気になりました。実際には行ったけれどここには記載されていないのでしょうか。睡眠もやはり認知症のリスクとしては、最近アルツハイマーとの関連性があるという報告もありますので、早めの段階でデータとして持つておくのが良いと思います。

事務局： チェックリストには入っていないのですが、平成29年度はうつと認知症で該当した73人に対し、フォローアップの訪問をして聞き取りを行い、睡眠状況などを詳細に聞いています。

委員： 認知症総合支援事業の中に出前講座とありますが、どれくらいのご家族が集まるのでしょうか。

事務局： 出前講座については、サロンに呼ばれることが多いので、ご家族というよりは高齢の方に聞いていただくことが多いです。認知症だけではなく栄養や歯科といったいろいろな項目があるので、実際に認知症だけとなると、数として多い訳ではありませんが、小さなサークルだと10人前後から大きいサークルだと30人から40人程度になります。認知症のガイドブックを使ってというのは今年度初めての取組みなので、現在三つのサロンと民生委員さんから依頼は受けていますので、そこで普及啓発をしていこうと思っています。年度末には実績を報告させていただければと思います。

委員： 成年後見制度について、守谷市では市長申立てがあるのでしょうか。他市ではやっていないというところもありましたので。

事務局： 平成29年度は0件でしたが、平成28年度と平成27年度は2件の市長申立てがありました。成年後見制度については、地域包括支援センターの社会福祉士が個別に面談を受けて書類作成の支援を行っています。このため、最近は親族による申立てが増えている傾向にあります。

委員： フレイル予防講座は始まっているのでしょうか。

事務局： これから計画を具体的に立てることになります。今後、この場でご報告させていただきます。

委員： ぜひよろしくお願いします。

会長： 他にありますか。それでは、平成30年度守谷市地域包括支援センター事業計画は原案どおり承認いただけますでしょうか。

【一同了承】

7 その他

(1) 認知症初期集中支援チーム検討委員会委員の選任について

守谷市の認知症初期集中支援チーム検討委員会は、当協議会を母体とした委員構成であることを説明し、12人中10人を委員として選任することについて了承いただいた。

(2) 次回の会議日程について

平成30年6月26日（火）午後1時30分から開催することとなった。

8 閉会